

## 児童扶養手当を受給できない具体例

- 認定請求者もしくはお子さんが日本国内に住んでいないとき
- お子さんが里親に委託されているとき
- お子さんが児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く）に入所しているとき
- 認定請求者が母の場合は、父と生計を同じくしているとき（ただし、父が重度の障がいの状態にあるときを除く）
- 認定請求者が父の場合は、母と生計を同じくしているとき（ただし、母が重度の障がいの状態にあるときを除く）
- 認定請求者（父または母）の配偶者に養育されているとき（配偶者には内縁関係※の者を含む、重度の障がいの状態にある者を除く）  
※内縁関係は事実上の婚姻状態のことで当事者間に夫婦としての共同生活と認められる事実関係（頻繁な定期的訪問かつ定期的な生計費の補助など。同居の有無を問わない）が存在することを指します
- 平成15年3月31日の時点で、児童扶養手当の支給要件に該当するようになった日から起算して5年を経過しているとき（受給者が父の場合は適用されません）
- 現況届を2年間提出しないとき

※平成26年12月から、児童および父母または養育者が年金を受給していても、児童扶養手当が受給できるようになりました